

環境情報戦略（案）に対する意見

1 概要

環境情報戦略（案）について、以下のとおり意見募集を行った。

- （１）意見募集期間：平成２１年１月９日（金）から１月２３日（金）まで
- （２）告知方法：環境省ホームページ、記者発表及び電子政府の総合窓口
- （３）意見提出方法：郵送・ＦＡＸ・電子メールのいずれかの方法

2 意見の提出者数

- 団体職員 ５名
- 団体 １団体

3 意見概要及び意見に対する事務局としての考え方

別添のとおり

※なお、黄色マーカーを付した部分は、戦略案そのものを修正する部分である。

別 添

該 当 箇 所	意 見 概 要	意見に対する考え方
全 体	○ 戦略とは外部環境情報を徹底的に詰めるところから始まる。それがまるで無い。	○ 本戦略は環境基本計画（平成 18 年 4 月閣議決定）に基づき策定されるものです。戦略の背景にある内外における環境の状況についての認識、将来動向の予測などは、同計画に定められたところを踏まえているものです。
	○ 組織をまたがる情報共有はこれでは不可能。首相が指令を発令し、首相の責任で実現すると国民に公表するしか方法はない。	○ 関係府省間の情報の共有等については、環境情報戦略連絡会等の場を活用して推進いたします。
	○ ばらばらの情報を共通の情報にするという戦略なら、現状のばらばらの情報システムをこの戦略でいくら、コストが節約できるかを明確にし、その範囲内で、このプログラムは実施すべき。 ○ 明確な目的が無い。戦略には、国民が誰でも分かる、明確な目標が不可欠。	○ 必要な費用は確保する必要もありますが、御意見については、今後、本戦略を実施していく中で参考とさせていただきます。 ○ 本戦略については、2（2）において、①情報立脚型の環境行政を実現するための情報基盤の確立と②環境情報をいつでも誰でもが、わかりやすい形で容易に入手できるようにすることの2つの目標を明示しています。

	○ 言葉がばらばら、環境、省エネ、温暖化、環境汚染など沢山の言葉がある。どれをするのか。情報共有化とは、言葉を統一し、プロセスを標準化することである。	○ 言葉の統一等、分かりやすい言葉や構成は重要でありますので、御意見については、今後、本戦略を実施していく中で参考とさせていただきます。
	○ 有効な情報が巡るための「情報のサプライチェーンのコスト」に着眼がなされていない。 少なくとも、情報を生み出すコスト、配信する情報の信頼性を高める（あるいは信頼性レベルを表示する）コスト、配信する「価値ある情報」を活用普及するためのコストの議論を検討する必要がある。	○ 必要な費用は確保する必要もありますが、本戦略を実施していく中で情報整備のコスト面にも配慮していくよう努めます。
	○ パブリックコメントの期間が 2 週間では短すぎる。	○ 権利制限等に係る案件については、パブリックコメント期間を 30 日としているものもありますが、その他の多くの場合では 2 週間となっていることも踏まえ、2 週間とさせていただきました。本戦略案の作成については、平成 19 年 10 月より、平成 20 年 12 月までの間、中央環境審議会総合政策部会環境情報専門委員会において、6 回に亘る御審議をいただき、その結果を踏まえて作成したものです。

4 (1) ③ IT の徹底的活用	p 4	○ メタデータレジストリ（様々なデータ仕様を可視化する）を中核とする XML/Web サービス技術については、環境分野の情報基盤構築先進事例である米国環境保護庁（EPA）の SOR（System of Registries）が採用し、また EU の統一施策である INSPIRE（Infrastructure for Spatial Information in Europe）もこの方向で進められ、世界の趨勢となっている。この方式は関係の国際標準に準拠しており、国・自治体・民間企業などを含むそれぞれ異なるシステムを運用する関係機関からの情報収集と、これらの間の情報連携を図ることができるものである。このため、本文に、先進国の取組等を参考にする旨盛り込むこと。必要な情報が目的に合わせて適時に利用できるような「情報基盤」構築に際し、同方式を利用して情報基盤を構築すること。	○ 本戦略に基づく各施策の推進に当たっては、御意見のように先進国の取組等が存在する場合については、必要に応じ、それを参考としつつ実施していくことが適当であると考えます、そうした考え方を本戦略全体に反映させるため、p 6 の 5 の前文中の第 2 文「環境省始め関係府省は」の後に「必要に応じ内外の先進的取組や国際標準等も参考としつつ」を加えることとします。
4 (2) ① 環境情報の体系的整理	p 4	○ 「地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年 5 月公布）」に基づく「地理空間情報活用推進基本計画」の中で、地理空間情報の標準化が取り組まれており、この施策と整合を図るため、利用ニーズに応じて整理すべき体系の整理にあたっては、国際標準（ISO）及び国内標準（JIS）に準拠した「地理情報標準」を使用すること。	○ 御指摘のとおり、必要な情報の取扱いについては「地理情報標準」を使用します。

4 (2) ①a) 空間的関連性	p 5	○ 「地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年 5 月 公布）」において、空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。）または、これらの情報に関連付けられた情報を「地理空間情報」として定義されており、整合を図るため、文中の用語を「地理情報」から「地理空間情報」へ訂正すること。	○ 御指摘を踏まえ、該当箇所については、「地理情報」から「地理空間情報」に修正します。
4 (2) ② 情報の信頼性、正確性等の確保	p 5	○ 情報を意味を持ったデータとして体系的に整理し、利用者のニーズに応じて適時に利用できる仕組みとして、関係国際標準に準拠して開発されている、LCDM 流通基盤仕様の利用を提案する。このため、情報を意味を持ったデータとして取り扱う仕組みを整備する旨盛り込むこと。	○ 御意見については、今後、本戦略に基づく施策を進めていく中で参考とさせていただきます。

5 (1) ④ 標準的フォーマットによる 提供情報の信頼性、正確性の確保等	p 7	○ 提供した情報について十分な配慮がなされていないように思われ、この案のままでは情報を提供する側として安心して情報を提供することができない。IT 等の利用により、利用者が簡単にデータを利用できるようになればなるほど、オリジナルのデータをコメントなしで操作・改変し、出典を充分明らかにしないで転載される可能性が増大することは明らかであり、データの帰属、プライバシーの表示、引用のルールなどについてもしっかりと検討していただきたい。	○ データの出典等については重要であると認識しており、御意見については、今後、本戦略に基づく施策を進めていく中で検討させていただきます。
	p 7	○ メタデータの標準的フォーマット作成に際し、先進取組みや国際標準を参照することは、関係府省や地方公共団体等との関係及び国際協力を容易にすることから、メタデータの標準的フォーマット作成に際しては先進的取組みや国際標準を参照する旨盛り込まれること。	○ 本戦略に基づく各施策の推進に当たっては、御意見のように先進的取組みや国際標準等が存在する場合については、必要に応じ、それを参考としつつ実施していくことが適当であると考えます。そうした考え方を本戦略全体に反映させるため、p 6 の 5 の前文中の第 2 文「環境省始め関係府省は」の後に「必要に応じ内外の先進的取組みや国際標準等も参考としつつ」を加えることとします。

5 (1) ⑦ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築	p 8	○ 情報の管理・提供は、「地理空間情報活用推進基本計画」及び「海洋基本法」に基づく「海洋基本計画」において、取組が始まっております。環境情報戦略も情報の相互利用とこれによる行政運営という同種の目的で取り組む施策であり、相互に連携し、国として整合を図るため、環境情報の収集、整理、提供に関する取り組みはこれら関係施策との連携を明記すること。または、これをうけ、「⑨関係施策との連携による効率的な情報整備と活用の推進」を追加し、環境分野における連携と関係施策との連携を区分し、関係府省の役割を明確にすべきこと。	○ 5の前文にあるように、環境省始め関係府省間の連携協力の在り方については、環境情報戦略連絡会において決定することとしており、御指摘の点については、今後、同連絡会において検討させていただきます。
5 (1) ⑧及び(2) ④ I Tの活用	p 8	○ 環境問題は経済発展とそれを支える I T技術の発展と不可分であることから、迅速な I T利活用計画を策定することが必要。そのためには、大規模なシステム開発のみを念頭に置かず、すでに市販されている情報収集、保管・管理、連携のためのパッケージソフト等の活用等により、戦略にかかれたシステムの一部も早い実稼働を行うべき。 そうした情報に民間企業やその他の研究機関が容易にアクセスし、その成果をすぐに実社会への適用に結び付けられるための容易にアクセスできる環境の整備は特に重要。	○ パッケージソフトの活用等も有益であると考えており、御意見については、今後、本戦略を実施していく中で参考とさせていただきます。

5 (2) ⑦ 「見える化」	p 9	○ 様々な環境情報を「見える化」する際の環境指標の算出等に関する標準的な方法については、国内外の例を参照し、民間企業の研究者等を交えた有識者の意見を交えつつ、同指標が民間の活動等において広く利活用されることを想定し、その策定においては公平な議論の場の設定と公開が必要。	○ 環境情報の「見える化」のための方法を標準化していくべきとの御意見については、今後、本戦略を実施していく中で参考とさせていただきます。
6 戦略に基づく施策の進行管理等	p 9	○ PDCAのそれぞれに標準がない、誰が実施し、誰が評価するのか、プロセスが明確でない。	○ 環境情報戦略を含め環境基本計画に係る施策のPDCAについては、中央環境審議会の機能を活用して進めているところです。御意見については、今後、本戦略に基づき施策の進行管理について検討する際の参考とさせていただきます。
	p 9	○ 戦略完遂のための年限設定や実行主体、数値目標等が必ずしも明示されていませんが、具体的な取り組みに落とし込むためにこうした内容について引き続き検討することが望ましい。	○ 本戦略に基づく環境省始め関係府省の施策の推進については、環境情報戦略連絡会を設置し、決定することとしています。同連絡会において、今後、本戦略に基づく施策についての実施主体と実施時期等について具体的な決定を行っていくこととしています。

※ 環境情報戦略（案）の立案手続、内容、運用等に係る事項以外についての御感想等に関しては、事務局の考え方の記載は省略し、記録として保管いたしました。